

## 「核兵器等を除く」

### 1. 何のための括弧書きか

みなさんご存知の通り、外為法における無許可輸出に対する懲役刑・時効期間は、

- ① 原則として懲役 Max7 年、時効 5 年（法 69 条の 6 第 1 項第二号）
- ② WMD 関係の特に機微な品目の場合は懲役 Max10 年、時効 7 年（法 69 条の 6 第 2 項第二号）

と定められています。また、このうち②に当たる機微な品目は、輸出令 13 条において次のように定められています。

#### **輸出令 13 条**

法第 69 条の 6 第 2 項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第 1 の 1 の項（(五)、(六) 及び (十) から (十二) までを除く。）及び同表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

ところでみなさんは、条文中の「核兵器等を除く」の括弧書きをどう思いますか？

私にはどうも「余計な感じ」がしたので、意味を考えてみました。

### 2. おそらくは重複回避のためだろうが…

私はこの括弧書きを、「核兵器等」は 1 項（武器）で扱うものゆえ、重複を避けるためここでは「2～4 項でカウントしない」ことを明確化という意図によるものであろうと推量します。

しかし「核兵器等」規制が 2～4 項と重複することなどそもそもあるのだろうか？ なぜなら「核兵器」は 1 項(2)の規制品です。だったらこの括弧書きは「余計」な存在になるのではないか？ そう私は考えたわけです。

ところが詳しく見ると、「2～4 項に含まれる『核兵器等』」の存在が分かってきました。そして「それを除く」ことで別の問題が生じていることも。

### 3. 「2～4 項に含まれる核兵器等」を「除く」ことで何が起きるか

ここで輸出令における「核兵器等」の定義を見ておきましょう。

#### **輸出令 4 条一号イより**

核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第十三条において「核兵器等」という。）

もうちょっとわかりやすくなるよう次の表に整理しました。

「核兵器等」の 構成要素	輸出令 1 項中の対応条項	輸出令 2～4 項の対応条項
核兵器	1 項(2) …爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品	対応条項なし
軍用の化学製剤	1 項(13) …軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品	対応条項なし*1
軍用の細菌製剤		
これらの散布のための装置		
運搬することができる ロケットで航続距離 300km 以上	対応条項なし*2	4 項(1) …ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部分品*3
運搬することができる UAV で 航 続 距 離 300km 以上	1 項(8) …軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品	4 項(1 の 2) …無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品*4

\*1 3 項(1)は「軍用の化学製剤の原料となる物質」、「同等の毒性を有する物質とその原料物質」に対する規制。「軍用化学製剤そのもの」は同項の規制品ではない。

また 3 の 2 項(1)は「軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素、毒素のサブユニット、遺伝子」に対する規制。「軍用細菌製剤そのもの」は同項の規制品ではない。

\*2 これに近い 1 項品としては、1 項(6)の運動エネルギー兵器 (KEW) がある。(ロケット弾も KEW に含まれるのでまぎらわしい) 但し KEW としてのロケット弾は、それが衝突したときのエネルギーで標的を破壊しようというものなので、300km も遠方の標的を狙って発射するものではないと思われる。つまり 1 項(6)該当のロケット弾は「核兵器等」には当たらず、ということ。

\*3 4項(1)の規制仕様に関する貨物等省令の規定は次の通り；

**貨物等省令3条一号**

ロケット又はペイロードを300km以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）、試験装置若しくはこれらの部分品

まさに「核兵器等」の定義にピッタリと言える。

\*4 4項(1の2)の規制仕様に関する貨物等省令の規定は次の通り；

**貨物等省令3条一号の二**

ペイロードを300km以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

まさに「核兵器等」の定義にピッタリと言える。

ではこれらを輸出令13条の指定対象から「除いた」結果、何が起きるのでしょうか？

- ① 「核兵器」「軍用化学製剤・細菌製剤・散布装置」については、何の問題も起きません。それ以前に、2～4項にはそれらが元々含まれていないので「除かれた」ものも存在しないのです。
- ② 「ロケット」「UAV」は輸出令4項(1)・4項(1の2)が13条の指定から外れるのでそれらが無許可輸出した場合の懲役がMax7年、時効が5年になってしまいます。

上記のうち(①はともかく)②は由々しき問題といえるのではないのでしょうか？

そもそも「核兵器等を除く」という括弧書きなど付ける必要はなかったと思います。

というのは、モノの性質上「核兵器等」の無許可輸出である限り、それが輸出令別表の何項該当であれ、懲役年数はMax10年のままで妥当と思われるからです。

元々必要性のない括弧書きを付け加えたことで、輸出令4項(1)・4項(1の2)品の無許可輸出の処罰が甘くなってしまった、というのが私の結論です。改正の必要があると思います。